

下関市立歴史博物館

研究紀要

第2号

研究

- 岡 松 仁 長府本毛利元就画像に関する一考察……………1
- 稲益あゆみ 三吉慎蔵日記にみる旧長府藩の維新顕彰・記念活動……17

資料紹介

- 松 田 和 也 「宗瑞公・秀就公・秀元公御内書」について……………32

2022

下関市立歴史博物館

長府本毛利元就画像に関する一考察

岡松 仁

はじめに

中世は「肖像画の時代」と称されるほど(1)、人物の画像が盛んに描かれるようになった時代である。人物の画像は、当初は仏教における各宗派の祖師像や禅僧の頂相が中心であったが、時代が下るにつれ、さまざまなバリエーションのものが誕生した。

本稿で検討する毛利元就は、西国を代表する戦国大名であり、多くの画像があることで知られている(2)。城市真理子氏は、現在山口県山市の豊栄神社に伝存する元就画像と同県防府市の毛利博物館に伝存する元就画像を、それぞれ豊栄(神社)本、毛利博(物館)本と呼称して検討を加えており、生前に描かれた肖像画(寿像)である豊栄本が、その後の元就画像に影響を及ぼしていることを明らかにした(3)。

現在、下関市立歴史博物館には、所蔵品・寄託品を合わせて合計五本の毛利元就画像が収蔵されている。詳細については後述するが、これらの大部分が旧長府藩主毛利家(以下、長府毛利家)所縁の画像である。城市氏は、先述の検討のなかで、下関市立歴史博物館収蔵の元就画像の

うち、長府毛利家に伝来した最古の元就画像を長府博(物館)本とし、寿像であり、顔貌部分に豊栄本と同じ図様の下絵を用いて制作された可能性があることを指摘している(4)。

本稿では、まず当館収蔵の毛利元就画像について概要を紹介し、そのうち城市氏が長府博本と分類した元就画像(本稿では長府本と呼称する)について、赤外線写真などを用いて賛文の現状を紹介する。また、長府毛利家の所有に帰する前、この画像は長府に所在する元就菩提寺の臨濟宗寺院日頼寺に伝来していたことから、日頼寺の創建や画像伝来の経緯、画像の利用についても、若干の考察を試みたい。

1. 下関市立歴史博物館収蔵の毛利元就画像

①絹本着色毛利元就画像 永禄五年仁如集莚着賛

寸法 八五・六c m×四〇・六c m

城市氏が長府博本とした本画像は長府毛利家の遺品であるが、近世には元就の菩提寺である長府の臨濟宗寺院大雲山日頼寺に伝わっていた。同寺で書かれた「大雲山日頼寺由緒書」(5)には、寺宝として記載され、開山である大照国師(竺雪恵心)が元就の嫡子隆元の依頼によって南禅寺の仁如集莚に賛文を求めたことや、「御子様方御寄会書」との伝承について記されるとともに、「永禄五年(一五六二)龍集壬戌季秋上澣 前南禅鹿苑小比丘集莚」という日付をもつ仁如集莚筆の賛文が写されている。

本画像は、同じく日頼寺に伝わった「日頼寺什物引継帳」によれば、後掲の享保九年（一七二四）着賛の元就画像などと「明治三年（一八七〇）二旧藩ヨリ被召上候」という（6）。また、明治四年（一八七一）の廃藩置県後は、長府毛利家の所蔵品となったようで、明治二十二年（一八八九）の同家の所蔵品目録に記載がある。その後、「長府毛利家文書」などとともに、昭和四十三年（一九六八）、財団法人長府博物館に寄託され、昭和五十五年（一九八〇）の長府博物館の下関市への移管後も引き継がれ、現在は下関市が購入し、下関市立歴史博物館の所蔵品となっている。また、昭和五十二年（一九七五）、「長府毛利家文書」などとともに「旧長府毛利家遺品」として下関市指定文化財となった。

本画像については、先述のように城市真理子氏が豊栄本と同じ仁如集堯の賛文をもつ寿像であり、顔貌については豊栄本と同じ下絵が用いら



写真1 毛利元就画像①

れた可能性があることを指摘している。賛文については次項で検討するが、傷んだ画像を修復する際、上部を切断したうえで、下部の補修に用いたようである。また、賛文以外の部分についても傷みが激しく、広い範囲にわたって補修された痕跡が遺っている。

②紙本着色毛利元就画像 享保九年毛利匡広着賛

寸法 九〇・五cm×四二・七cm

本画像は、享保九年、①が激しく傷んでいたことを憂えた長府藩六代藩主毛利匡広が、①を新たに模写させたうえで日頼寺に寄附したものであり、その事情は次にあげる匡広自身の筆による賛文によって知られている。



写真2 毛利元就画像②

日頼高祖像賛者従先代寄附
当寺来也鳥蟾歴久墨痕将消
由此令使画工写而革旧継新
以繫靈廟矣惟欲儼然遺像伝
于万古焉賛南禅寺集堯所撰
是復謄写在別楮自今月簫積
久若有若蝨傷磨滅則後裔凝
真而不可廃歇者乃予之志也
是故演数語云爾

享保九甲辰年

六月十四日 大江朝臣匡広謹識

なお、「大雲山日頼寺由緒書」によれば、「則匡広公享保九年命画師狩
野如運写之御寄附被成候」とあり、長府藩御用絵師であつた狩野如運（察
信）が模写したようである（7）。

本画像は「日頼寺什物引継帳」によれば、①と同じく明治三年に旧藩
に召し上げられている（8）。その後は、いったん長府毛利家の所蔵品と
なつたうえで、①とともに長府博物館に寄託され、下関市立歴史博物館
の所蔵品となつた。また、①と同時に下関市から文化財指定を受けてい
る。なお、現在①が収められている木箱の蓋裏には「享保九辰年三月、
古来之御影就破壊、新被寄進也」という墨書があることから、この木箱

にはもともと②が収められていた可能性がある。

③絹本着色毛利元就画像（賛文なし）

寸法 九四・九 cm×五五・五 cm

本画像は長府毛利家に伝来し、①や②とともに財団法人長府博物館に
寄託され、現在は下関市立歴史博物館の所蔵品となり、下関市の文化財
指定を受けている。賛文がないことに加え、「日頼寺什物目録」にも記載
がなく、成立の経緯については不詳であるが、長府本を模写したものと
推定される。なお、旧長府藩士で、近代にも長府毛利家に仕えた三吉慎
蔵の日記を見ると、明治十七年（一八八四）七月三十日条に、「元就公、
秀元公両御肖像、外に御両賛とも豊浦秀元公の御社へ御写の分御持之上



写真3 毛利元就画像③

御寄付の思召也」という記事があり（9）、明治期に元就画像が秀元画像とともに写され、長府藩初代藩主毛利秀元を祀る豊功神社へ寄附される予定だったことがわかる。現在、下関市立歴史博物館には本画像と同時期の制作と推定される毛利秀元画像の模写本があり、両画像は同じ木箱に収められている。豊功神社には元就と秀元の画像が伝わっており、実際に長府毛利家から寄附されたようであるが、本画像は豊功神社へ寄附された元就と秀元の画像と近い時期に写されたものかもしれない。

④紙本着色毛利元就画像 永禄六年仁如集堯着賛（天保十一年葦津健鎧贈写）

寸法 一九〇・〇cm×四八・七cm

本画像は日頼寺に伝わり、平成二十三年（二〇一一）度の下関市立長府博物館に寄託された。本画像は①を模写したものと思われ、仁如集堯



写真4 毛利元就画像④

の賛文が写されたあとに、「天保十一年（一八四〇）庚子季冬相国仁如大和尚旧讃応求膳焉 前東福健鎧」とあり、天保十一年東福寺二七八世の葦津健鎧が仁如集堯の賛文を写したことがわかる。

賛文は、豊栄本や①と同文であるが、仁如集堯の着賛日については、「永禄六年（一五六三）癸亥正月廿六日 前南禅鹿苑小比丘集堯」とあって永禄五年の日付をもつ①とは異なっている。しかしながら、①と④の着賛日が異なる理由については不詳である（10）。

④の模写の年代は不明であるが、「日頼寺什物目録」などに記載がないことや、健鎧が賛文を写した年代をふまえると、江戸末期に模写され、その後日頼寺の所蔵品として今に伝わったものと考えられる。本画像の背面の八双付近には、「日頼寺殿御影 明治卅八年（一九〇五）十月再装鼎洲代」という墨書があり、表装は明治時代に改められていることがわかる。また、本画像は、平成二十六年（二〇一四）に下関市指定文化財となった「日頼寺文書 附毛利元就遺品」を構成する文化財の一つである。

⑤絹本着色毛利元就画像（賛文なし）

寸法 九五・七cm×三七・一cm

本画像は、萩藩領伊崎新地の庄屋を務めた林家に伝わったもので、平成二十六年度の下関市立長府博物館に寄託された。伊崎新地（今浦開作）

は、もとは長府藩家老細川家の給領であつたが、海防強化のために萩藩が領地を交換し、入江を埋め立て開作を行った場所である。林家は、安永年間（一七七二～一七八〇）に大坂の商人林八郎右衛門がこの地に移住し、酒造業や煙草製造などを営み、代々伊崎新地の庄屋を務めていた。

本画像は、②④が①を祖本とする写と考えられるのに対し、横に太刀が立て掛けられている点など、豊栄本に近い特徴をもつ。ただし、豊栄本の元就が黒髪・黒髭なのに対し、⑤は白髪・白髭であり、豊栄本そのものを模写したものではなく、豊栄本ないしその系統に属する模写本の影響を受けて制作された画像といえよう。

⑤はおそらく江戸時代の制作と推定されるが、賛文を欠き、成立の経緯については不詳である。また、他の元就画像と異なり、⑤が豊栄本の系統に属すると考えられるのは、⑤が伝わる林家が萩藩領の庄屋を務め



写真 5 毛利元就画像⑤

ていたのが理由であろうか。

以上、下関市立歴史博物館に収蔵される元就画像について、概略を述べた。特徴をまとめると、①は豊栄本と同文の賛文をもち、五点のなかで最古の元就画像であり、⑤を除く②③④の三幅は、①を祖本として江戸時代以降に制作された模写本と考えられる。また、それぞれの製作年代は②（享保九年）↓④（江戸時代後期）↓③（明治時代カ）の順と推定される。⑤は江戸時代の制作と考えられ、伝来した林家が萩藩領伊崎新地の庄屋であつたためか、長府本ではなく豊栄本の系統に属している。

2. 長府毛利家旧蔵毛利元就画像の賛文について

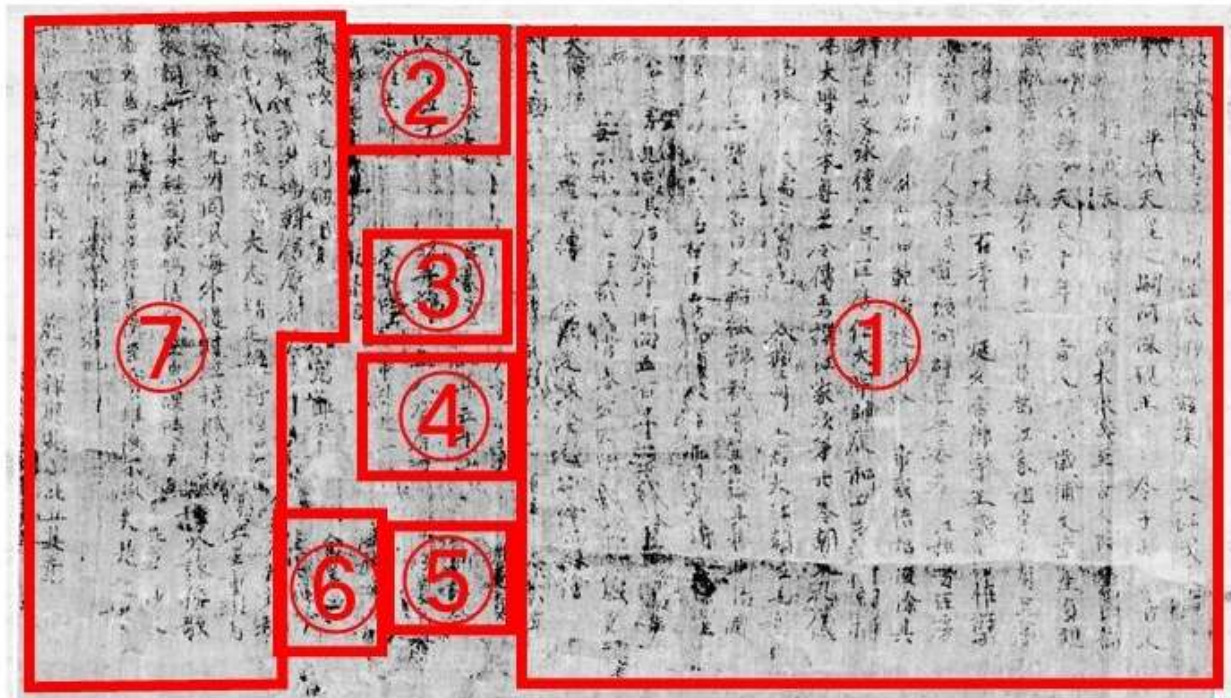
ここでは、前項で①とした長府本の賛文や修復の様子について詳しく分析するとともに、成立・伝来の経緯について、若干の指摘を行ってみたい。長府本は江戸時代にすでに傷みが問題となっているように状態が悪く、修復も精度が低い。そのため、賛文が肉眼ではほとんど判読できなくなっていることに加え、元就の頭部以外のほとんどの部分は、制作時から手が加えられている。

長府本を分析した城市真理子氏は、豊栄本の元就の顔の部分の顔料が剥落して僅かに見える下描き線から考えて、長府本と豊栄本は同じ下絵から描かれている可能性があると指摘している。また、城市氏の調査時

[illegible]

写真6 長府本毛利元就画像賛文赤外線写真

図1 長府本毛利元就画像賛文現状



凡其本大枝葉繁茂其源高則江派渺瀰茲案 大江氏本源
 人五十代 平城天皇之嗣阿保親王々々令子大江音人
 本姓士師以 桓武天皇外戚改為大枝氏至音人改枝為江嚮
 所習支葉 派可併按乎天長十年 音人廿三歲補文章生貞觀
 六年五十歲獻章任參議在官十二年是為江家祖宗也有兄弟
 五十四原平為末弟也後二百年 延久帝御宇王畿有恠孽
 帝愁之一夢或告曰竹人攘災覺後問群臣無委者江都督匡房
 奏曰範俊也 帝曰何也都督曰範俊從竹人 帝感悟詔俊除其
 災矣昭々于秋書也又承德二年匡房任太師康和五年解印持
 孔聖像歸洛為大學寮本尊至今傳焉撰江家次第廿卷朝廷禮儀
 規模無不載之為本朝大儒宗者也 今藝州主君大江朝臣毛利
 陸奥守元就發歸依三寶法名曰日賴徽號稱洞春論其權則治國
 者以十數焉領軍者以萬數焉古匡房卿領太宰西州九國二島而住者
 五年也想夫 公之系譜亦其后胤乎漸向五百年宜哉本大而
 繁茂源高而渺瀰者 大江氏云乎哉 常春公云乎哉嗚呼盛矣
 前南禪竺雲大禪師以英檀故伝 令嗣光祿隆元公命而綏綏
 公寿容就山野乞題一語於上予雖昧識面與 禪師以有素不敢
 峻拒且舉其一二謹曰
 威加海嶺名達雲衢黼黻
 ⑥ 即位朝儀致 君堯舜參窮宗師透閑密旨接衆江湖賢守封
 ⑤ 亦重更出都提吹 毛利劍而平敵則晉澤干莫揮便面小扇而談兵
 ④ 仰瞻錦袍外檀韓信辱被恩榮賜賜像像鑲鑲臨陣蔡祐
 好義也勇壯夫虎頭相懷班超大志蟬毛磔將桓温美鬚三星重輝月宮
 豪傑累代秋張軍幕九州同風海外堤封並境賦輸官祖吟詠倭歌玩
 ③ 乘傾誠浮屠列國同盟其言必信善隣至至維德不孤夫是之謂家
 ⑦ 都紹隆元日在寿山萬々歲嵩呼者也
 永祿五龍集壬戌季秋上幹 前南禪鹿苑小比丘集堯

長府博物館に長府毛利家に伝わった天保十一年着賛の元就画像の模写本があり、それを確認すると豊栄本と同文の永禄六年の仁如集堯の賛文が書かれていたことがわかったという（11）。

城市氏という模写本は、おそらく前項で④とした日頼寺蔵・下関市立歴史博物館寄託の画像と思われる。これには、城市氏の指摘どおり、永禄六年の仁如集堯の賛文があり、それを天保十一年に謄写したと記されている。ただし、先に述べたように、「大雲山日頼寺由緒書」には長府本の賛文が写されており、これを確認する限り、長府本の賛文が永禄五年という年次を含め、豊栄本の賛文と同文であったことがわかる（12）。

平成二十八年（二〇一六）、下関市立歴史博物館の常設展示図録製作のため、長府本の写真撮影を行った。撮影にあたった伊秩秀紀氏の協力のもと、画像上部の分析を行ったところ、あらためて長府本が豊栄本と同文の賛文をもつことが確認された。また、平成三十年（二〇一八）に下関市教育委員会文化財保護課の協力で長府本に対して赤外線写真の撮影を実施したところ、賛文の現状を確認することができた。以下、これらの撮影によって得られた知見について紹介したい。

まず、長府本上部の賛の部分の赤外線写真をあげる（写真6）。これを豊栄本の賛文と比較すると、確認できる限りでは同文であることがわかるものの、長府本は、賛文の書かれた絵絹が他の場所に貼り継がれるなど、制作時点と比較してかなり手が加えられていることが判明した。そ

こで、長府本の上部の赤外線写真を上に、豊栄本の賛文の翻刻を下に配置し、長府本のどの部分が賛文のどの部分に対応するか数字で示したものを図1として示す。文字の途中で切断されている箇所や、文字が判読できない箇所があるため、大雑把な対応関係ではあるものの、これを見ると、賛文の上部が4〜5文字程度の幅で切り取られ、下部に移されていることがわかる。おそらく、修復の際に欠落していた部分を破損した部分で補ったのではないかと推定されるが、現時点では修復の時期や意図を特定することは難しい。なお、上部だけではなく、下部にも文字が書かれた絵絹が貼り継がれていると思しき部分があるため（写真7）、現時点では確認できない賛文が、下部に移されている可能性がある。



写真7 賛文による補修の可能性のある部分

なお、長府本上部の左端の部分を見ると、「年龍集壬戌季秋上澣 前南禅鹿苑小比丘集堯」と判読できる(写真8)。年号が書かれた上部を欠くものの、干支は残っており、「永禄六年癸亥正月廿六日」と記された日頼寺伝来の画像(④)とは日付が異なることが明らかで、少なくとも賛文の日付は、豊栄本と同じであることがわかる。

以上が写真撮影によつて得られた知見である。画像の下部については、修復により元就の頭部を除くとほとんどの部分に手が加えられているようであるが、さらに分析を進めることで新たな情報を得ることができ、可能性があるため、今後の調査を期したい。

さて、ここで長府本の制作や伝来について、先行研究の指摘をふまえて、若干の指摘を行つておく。

豊栄本は毛利隆元が描かせ、隆元が帰依した禅僧竺雲恵心の依頼で、五山文学僧として名高い仁如集堯が着賛している。また、城市真理子氏

写真8 長府本の賛文の左端の部分

年龍集壬戌季秋上澣 前南禅鹿苑小比丘集堯



が指摘したように、豊栄本と長府本は、同じ下絵から描かれた可能性がある。長府本の賛文には、「御子様方御寄会書」との伝承があり、仁如集堯自身の筆によるものなのか否かについては、長府本の状態が悪いこともあって、慎重に検討を加える必要がある。しかし、①が戦国時代の制作であることは、長府本が伝来していた日頼寺に伝わる「日頼寺文書」に傍証がある。

【史料①】真溪円侃書状(13)

尚々申候、洞春様御像彼一寺江老師被進置候間、則春子江渡進之候、可被成御拝見候矣、

日頼様為御位牌所、一寺被成御建立候、然者彼寺家之儀、对此春首座、

国師譲与之条、被成御分別、如讓状被仰付候者、可忝候、此段存生

之間二、従我等能々可申達之由被申置候、然間当寺可為末寺之由被

申定候間、御同心可為本望候、委細御使者任口上候条、可有御披露

候、恐々謹言、

八月九日 円侃(花押)

元清参御宿所

常栄寺

元清参御宿所 円侃

(傍線筆者)

【史料①】は、仁如集堯による元就画像への着賛を仲介した竺雲恵心の弟子で、師の跡を継いで毛利隆元菩提寺常栄寺の二世住持となった真

溪円侃の書状であり、元就菩提寺の創建についてふれられている。

詳しくは次項で述べるが、もともと長府本が伝来していた日頼寺は、

【史料①】の当時、元就の四男毛利元清の発願で創建に向けて準備が進められていた寺院である。元清は、父や兄が帰依した竺雲恵心を開山とする希望をもっていたようであるが、竺雲恵心は、弟子である韶仲恵春を推薦した（14）。そうしたやりとりをしているうちに、天正七年（一五七九）八月三日に竺雲恵心が示寂したため、真溪円侃が亡き師の意向どおり韶仲恵春に元就菩提寺を任せるよう、元清に伝えたのである。

ここで注目されるのが、傍線を引いた部分で、真溪円侃は「洞春（毛利元就）様御像」を「老師（竺雲恵心）」が「彼一寺（元就菩提寺）」へ進め置いたため、「春子（韶仲恵春）」へ渡したと述べている。このうち、「彼一寺」は日頼寺として開かれることになるが、ここで竺雲恵心が元就の菩提寺に進め置く意向を示し、それを受けた真溪円侃が韶仲恵春に渡した「洞春様御像」こそが、長府本に該当するものと思われる。また、この記述から、長府本は日頼寺の韶仲恵春の手に渡る前、竺雲恵心の手元にあったものを真溪円侃が引き継いでいたことがわかる。したがって、長府本の制作年代は、賛文が書かれた永禄五年頃から、竺雲恵心が示寂した天正七年までの間に比定される。

以上から、長府本の制作年代は、豊栄本と同時期か、あるいはやや下った時期であり、あらためて長府本を戦国時代に制作された、元就の最

古級の肖像画と位置付けることができる。長府本が、厳密な意味での寿像か否かについては検討が必要であるものの（15）、豊栄本と同じ下絵から制作された可能性が高く、少なくとも元就の生前の風貌を今に伝えていることは間違いない。

3. 日頼寺の創建と元就画像の伝来・利用

前項では、長府本の賛文や修復の様子に分析を加えるとともに、制作や伝来に関して若干の指摘を行った。最後にそれらをふまえ、長府本やそれを祖本とする数種類の元就画像が伝来した日頼寺の創建及び画像の伝来・利用について私見を述べておきたい。

元龜二年（一五七二）六月十四日、病床に伏していた毛利元就が没し、翌十五日、吉田郡山城内の毛利家菩提所大通院（毛利氏の防長移封後に廃寺）に遺骸が安置された。六月二十日、元就の遺骸は茶毘に附され、二十四日に元就が帰依した臨済禅僧で、安芸国竹原妙法寺の住持であった嘯岳鼎虎を導師として、元就の葬儀が執行される。翌年春（16）、元就の嫡孫輝元は、嘯岳鼎虎を開山に迎え、元就の菩提寺として吉田郡山城内に臨済宗龍昌山洞春寺を創建した（17）。

元就の四男元清は、元就の死後、居城である安芸国桜尾城近くにある曹洞宗寺院応龍山洞雲寺の住持に対し、元就の菩提を弔うため一寺を建立するという意向を伝え、洞雲寺に「箕平本多田之内満願寺領田壱町小

分錢四貫八百文目」を寄進している(18)。また、元清は洞雲寺の住持が元就菩提寺である洞春寺を訪問したことを喜び、今後も常に訪れるよう依頼している(19)。

元清は、元就生前の永禄十二年(一五六九)七月頃に桜尾城主となり、元就死後の元龜三年(一五七二)頃に桜尾城に入城したという(20)。洞春寺の創建が元龜三年または翌天正元年(一五七三)であり、元清が菩提寺の開山に招こうとした竺雲恵心が天正七年に示寂していることを考えると、元清の発願は桜尾城入城間もない頃であつたと思われる。「日頼寺文書」には、元清から竺雲恵心や韶仲恵春に宛てた書状が遺されているが、竺雲恵心の意向を受けて韶仲恵春に宛てて書かれた元清書状には、「治部太輔」という墨書がある(21)。元清が四郎から治部太輔へと名乗りを改めるのが天正五〇七年(一五七七〜一五七九)頃であることや、竺雲恵心の没年をふまえると、おそらく竺雲恵心や韶仲恵春とのやりとりは、天正七年をさほど遡らない時期に行われていたのだろう。ただし、実際に元就菩提寺の創建に着手するのはかなり遅れることになった。元清は、毛利氏の戦線が東部に拡大していくにあたって、天正二年(一五七四)以来備中国で軍事行動にあたっており、同国において猿掛城を預けられていた。さらに、毛利氏は天正四年(一五七六)に備後国鞆に京都を追われた足利義昭を迎え、次第に織田信長と対立するようになっていった。これらのことに加え、先述のように竺雲恵心が天正

七年に示寂してしまったため、菩提寺建立の計画が中断してしまうことになったのだろう。天正十五〇十九年(一五八七〜一五九一)の惣国検地の結果を反映して作成された「八箇国時代御分限帳」には、洞春寺の名前はあるものの、日頼寺の名前は見えないので(22)、日頼寺の創建はこれ以降ということになる。

なお、日頼寺は、元清がもと長府に所在した天台宗寺院極楽寺を元就菩提寺として臨済宗の日頼寺に改宗・改称したといわれる(23)。ところが、日頼寺に伝わる「大雲山日頼寺由緒書」を見ると、「去ル慶長年中 秀元公当処江御入被成候節、臨済宗御改被成、元就公之御牌所ニ被定、則請仏智大照国師為開山第一祖ト」とあり、極楽寺から日頼寺への改宗・改称は、江戸時代に入り、初代長府藩主で元清の実子である秀元の手によって行われたと伝わっていたことがわかる(24)。

「日頼寺文書」には、元清が「日頼寺」に宛てた書状があり(25)、少なくとも日頼寺という寺号は、元清の生前に決定していたようである。しかし、先述のように「八箇国時代御分限帳」には日頼寺の名前が見えない一方で、長府の極楽寺は記載されているので、極楽寺から日頼寺への改宗・改称が行われたとしても、天正十九年の惣国検地終了から元清の没年である慶長二年(一五九七)までの間ということになる。

また、たとえ元清が日頼寺を創建したことが間違いないとしても、なぜ元清が長府に元就の菩提寺を建てたのか、という疑問が生じる。元清

は、惣国検地の時点で安芸国桜尾城を居城としており、安芸・周防・備後・備中・出雲・長門の各国に合計一万三〇〇〇石余を領していた。このなかでもっとも石高が高いのが、周防国玖珂郡（四六〇〇石余）で、次いで居城のある安芸国佐西郡（三三〇〇石余）、さらに出雲国嶋根郡（一五〇〇石余）、長府が含まれる長門国豊東郡（一三〇〇石余）と続く。長府は元就が豊後大友氏との決戦にあたり、最後に出陣した所縁の地ではあるものの、菩提寺創建の場所として長府を選んだことについては、不自然さが拭えない。

このような日頼寺の所在地については、「日頼寺文書」の桂広繁書状に「爰元 日頼寺」という言葉があることが注目される（26）。広繁は、元清以前に桜尾城主を務めた毛利氏の重臣桂元澄の五男で、元清の補佐にあたり、長府藩家老桂家の祖となった人物である。広繁は、天正十一年（一五八三）に吉川経言（広家）と小早川元総（秀包）が、人質として羽柴秀吉のもとに送られる際、元総に供奉しているため（27）、「日頼寺文書」の広繁書状はそれ以前のものに比定される。

広繁は、桜尾城付近の父元澄の所領を受け継ぎ、元清を補佐していたことから、広繁書状に見える「爰元」は、元清の居城である桜尾城の近辺など、長府以外の場所であった可能性がある。すなわち、日頼寺は、当初は長府ではなく桜尾城の近辺などに創建される計画であった—あるいは実際に創建された—可能性があるのである。

日頼寺が桜尾城近辺などに創建されたとすれば、毛利氏が関ヶ原の合戦後に防長両国に移封され、秀元が長府藩を興す際に、旧日頼寺が長府の極楽寺に移され、改宗・改称されて誕生したのが現日頼寺ということになる。

以上から、元清の生前に日頼寺という寺号が定められたことは「日頼寺文書」で裏付けられるものの、日頼寺を創建したのは元清と秀元のどちらであるのか、ということ、日頼寺が創建されたのは長府かそれ以外の場所か、ということについては、一次史料による確実な裏付けがとれないことになる。

そのため、日頼寺の創建については、以下の四つの仮設が成り立つことになる。

《仮説①》

元清は、十六世紀末に居城桜尾城のある安芸国（あるいは他の場所）に元就の菩提寺として日頼寺を創建したが、元清の遺領を引き継いだ秀元が、関ヶ原の合戦後に長府に日頼寺を移すことにし、長府にあった極楽寺を改宗・改称して日頼寺とした。

《仮説②》

元清は、居城桜尾城のある安芸国（あるいは他の場所）に元就の菩提寺を創建することとし、「日頼寺」という寺号を定めたが、寺院の建立には至らず、元清の遺領を引き継いだ秀元が、長府入部にあたって亡父の

遺志を引き継いで長府の極楽寺を改宗・改称して日頼寺を創建した。

《仮説③》

元清は、十六世紀末に長府に元就の菩提寺を創建することを発願し、長府にあった極楽寺を改宗・改称して日頼寺とした。

《仮説④》

元清は、長府に元就の菩提寺を創建することとし、「日頼寺」という寺号を定めたものの、寺院の建立には至らず、秀元が長府に入部するに及び、亡父の遺志を引き継いで長府の極楽寺を改宗・改称して日頼寺とした。

現時点では、日頼寺の創建についてこれ以上のことは確定できないが、ひとまず以下のようにまとめておく。

①日頼寺は、毛利元就の菩提を弔うため、元就四男の元清の発願により誕生した寺院で、寺号は、元清の生前に元就の法名から「日頼寺」と定められた。

②創建に際しては、元清の兄隆元の師である竺雲恵心を名目上の開山とし、竺雲恵心の弟子韶仲恵春が開いた。

③創建年代は十六世紀末～十七世紀初頭と推定される。

④創建場所は、長府ではなく安芸国桜尾城付近などの可能性がある。

⑤現在の日頼寺は、天台宗寺院の極楽寺を前身とする。

最後に、画像の利用について考察を加えたい。毛利元就には、長府本

を含め、三点の寿像が存在する。寿像の利用法としては、まずは、城市眞理子氏が指摘するように、逆修に用いられた可能性があげられる(28)。城市氏は、豊栄本・長府本の賛文は仁如集莚が毛利氏の希望に沿って記した可能性が高いことを指摘したうえで、着賛当時の毛利氏が、正親町天皇の即位料を献上し、朝廷や幕府からさまざまな栄典を得ていたことから、逆修に参列した人々に、毛利氏の権威を証する装置として利用された可能性を指摘している。

また、伊藤幸司氏は、豊栄本の賛文のなかに毛利家の祖である大江匡房が九州を管掌する大宰帥（正確には大宰権帥）に任じられたという記述があることに加え、西域諸国の服属で功績のあった後漢の班超などへの言及があることから、西方を意識した顕彰を行っていると指摘した(29)。着賛当時の毛利氏は、九州北部をめぐる豊後大友氏との争いのさなかにあり、賛文にことさら九州や西を意識した記述があることは、そうした状況が影響している可能性は高いという。

以上のように、権威を印象付けたり、西方における軍事行動の正統性を示したりするために、画像が利用されたという指摘は重要であるが、逆修に参列し、実際に元就の画像を見ることができたのは、毛利氏の一族や家臣団など、限定された人々であったと推定される。こうした人々に対しては、毛利氏の権威を印象付けるという点では、ある程度の効果があったものと推測されるが、西方における軍事行動の正統性のアピー

ルという点では、限定的であったように思われる。おそらく毛利氏が九州出兵の正統性を訴えたかったのは、一族や家臣団など周辺の人々というよりは、むしろ朝廷や幕府など、京都周辺の人々や、出兵先の九州の人々だったのではないだろうか。

ここで、西方における軍事行動の正統性のアピールという点に関して、今一つの可能性を指摘しておきたい。先述のように、長府本はもともと竺雲恵心が所持していた。竺雲恵心は、仁如集堯が豊栄本に着賛した時点で東福寺退耕庵に住しており（30）、着賛後の永禄六年に毛利隆元が急死すると、退耕庵を弟子の真溪円侃に任せて下向し、翌永禄七年（一五六四）に隆元の菩提寺として常栄寺を開いている（31）。長府本の制作年代については確定できないものの、もし豊栄本と同時に制作され、その後竺雲恵心が所持していたとすれば、長府本は当初は京都に所在したことになる。永禄五〜六年頃、毛利氏は正親町天皇の即位料の献上など、京都における外交を展開していたが、毛利氏と争っていた大友氏は、これ以前に筑前・豊前両国の守護職を得ており、「大内家督」や「九州探題職」を安堵されるなど、京都外交において毛利氏をリードしていた（32）。そうした状況をふまえれば、長府本は、毛利氏について京都周辺の人々に説明し、京都外交を円滑に進めるためのアイテムとして使用された可能性があるのではないだろうか。

以上、中世における元就画像の利用について考察を加えた。推測に推

測を重ねることになったが、中世における肖像画の利用についてはまだ不明な点も多いため、一応可能性について指摘しておく。

つづいて、近世においては、元就の法要における使用が考えられる。長府藩における元就の法要については、日頼寺に記録が残っておらず、不明な点が多い。しかし、近代に編さんされた長府毛利家の家史である『毛利家乗』に元就の二五〇回忌の様子が紹介されている（33）。

『毛利家乗』によれば、文政三年（一八二〇）六月、元就の二五〇回忌の法要が執り行われた。この時さまざまな命令が出ており、士分以上のものについては参拝が命じられている。さらに、元就の法要については、日頼寺創建以来五〇年ごとに法要を行い、萩藩主家をはじめとして毛利一族の献香・代拝が行われているという記述がある。二五〇回忌の場合、日頼寺においては、六月十二〜十四日の三日間、法要を執り行っている。

また、二五〇回忌に際して法令が定められており、①鳴物・音曲について、六月十二〜十四日の間、長府・赤間関において禁止する、②家業以外の殺生は①に同じ、③家業の殺生について、六月十四日は長府において禁止する、④魚・鳥の売買について、六月十二〜十四日の間、長府において禁止する、⑤日頼寺への参拝は、士分以上の者は六月十二〜十四日の間毎日参拝する。ただし、在郷の面々については、三日間のうち一度は参拝することとする、などといったことが定められている。

「大雲山日頼寺由緒書」によれば、元就画像は普段は元就の御霊屋に安置されていたといい（34）、こうした法要の際に掛けられ、元就の威徳が偲ばれていたであろう。

おわりに

以上、下関市立歴史博物館収蔵の毛利元就画像を紹介するとともに、日頼寺から長府毛利家を経て、下関市立歴史博物館が所蔵する長府本毛利元就画像について、若干の考察を試みた。現状、長府本は、傷みが激しく、得ることのできた情報は限られたものである。しかしながら、本稿が、これまで元就画像のなかでも十分に言及されてこなかった長府本ならびにその模写本について、研究が進む一つのきっかけになれば幸いである。

また、当初長府本を伝えていた日頼寺の創建について考察し、画像の伝来や利用について不十分ながら検討した。近年、近世における主従関係の確認など、さまざまな観点から画像に関する研究が進められている。本稿では可能性の指摘に留まったが、今後こうした研究が蓄積されることを期待したい。

註

（1）黒田智「肖像画の時代」の肖像画」『日本美術全集 第8巻 鎌倉・南北朝時代Ⅱ 中世絵巻と肖像画』小学館、二〇一五年。

（2）現在所在不明のものも含めれば、元就の画像は二〇点近くが知られている。
（3）城市真理子、「毛利元就画像と十六世紀後半の武将肖像」（『デ・アルテ』九、一九九三年、以下城市①論文とする）、同「反復される画像―肖像画という記憶装置―毛利元就の肖像画をめぐる―」（『西日本文化』三三七、一九九七年、以下、城市②論文とする）。

（4）城市①論文。なお、城市氏が長府博本とした元就画像は、論文公表当時は下関市立歴史博物館の前身である下関市立長府博物館に寄託されていた。本文でふれるように、この元就画像は傷みが激しく、これまで元就画像について言及される場合でも、考察の対象とされる機会は少なかった。

（5）「日頼寺文書」一（『下関市史 資料編Ⅴ』五二四頁）。この由緒書には加筆が多く、成立時期の確定は困難であるが、歴代住持を書き上げた部分に「元文四己未年（一七三九）七月 現住心宗誌焉」とあり、それを消したうえで「天明八（二七八八）戊申六月 現住甄叟方叔書添誌焉」と書かれていることをふまえると、元文四年をさほど下らない時期に成立し、その後加筆されているものと推察される。

（6）「日頼寺文書」三（『下関市史 資料編Ⅴ』五三一頁）。

（7）「日頼寺文書」一（『下関市史 資料編Ⅴ』五二四頁）。狩野如雲（察信）は、先代幸信の二男で、木挽町狩野家の如川周信に学んだのち、長府藩の御用絵師として活躍した。

（8）「日頼寺文書」三（『下関市史 資料編Ⅴ』五三一頁）。

（9）三吉治敬監修、古城春樹・中曽根孝一編『三吉慎蔵日記 上』（国書刊行会、二〇一六年）二五二頁。

（10）なお、町田一仁氏は、祖本である①や享保年間の写である②のほかに、別の元就画像が存在した可能性を指摘している（「展示解説 5 毛利元就画像」『毛利氏と下関―元就・元清・秀元と長府藩の成立』（長府博物館、一九九七年）四五頁）。

（11）城市①論文。

- (12) 「日頼寺文書」一『下関市史 資料編V』五二五～五二六頁。
- (13) 「日頼寺文書」二六『山口県史 史料編 中世4』五二四頁。
- (14) 「日頼寺文書」二五『山口県史 史料編 中世4』五二四頁。
- (15) 現時点では、賛文が仁如集菟の自筆によるものかどうかは判断が困難であることから、長府本が元就の生前に制作されたことを確定することはできない。
- (16) 一説には三周忌にあたる天正元年（一五七三）ともいわれる。
- (17) 以上、『毛利元就卿伝』（マツノ書店、一九八四年）六三九頁。なお、寺号は元就の法名日頼洞春に由来し、山号は元就の七回忌にあたる天正五年（一五七七）、正宗山に改められている。
- (18) 「洞雲寺文書」四〇『廿日市町史 資料編I』五九五頁。
- (19) 「洞雲寺文書」三八『廿日市町史』五九三頁。これらのことから、元清は、当初は元就菩提寺として曹洞宗寺院の建立を計画していた可能性がある。
- (20) 松岡久人「解説」『廿日市町史 資料編I』二四頁。
- (21) 「日頼寺文書」二七『山口県史 史料編 中世4』五二四頁。
- (22) 岸浩編著『資料毛利氏八箇国時代御分限帳』（マツノ書店、一九八七年）。
- (23) 「解題 日頼寺文書（利岡俊昭氏執筆）」『下関市史 資料編V』九一一頁。また、幕末の文久三年（一八六三）に防長両国を旅した人物が記した「癸亥防長紀行」（山口県文書館蔵、請求番号 毛利家文庫三〇地誌一五）には、記主が先代の日頼寺住持から聞いた話として、「元清公大照国師ヲ開山トナシ玉ヒテ御建立」と書き留めている。
- (24) 「日頼寺文書」一『下関市史 資料編V』五二三頁。これに従い、秀元が極楽寺を日頼寺に改めたと説明される場合もある（「日頼寺」『日本歴史地名大系36』平凡社、一九八四年）ほか。
- (25) 「日頼寺文書」三〇『山口県史 史料編 中世4』五二六頁。
- (26) 「日頼寺文書」二八『山口県史 史料編 中世4』五二五頁。

- (27) 『毛利輝元卿伝』（マツノ書店、一九七八年）三〇八頁。
- (28) 城市真理子「戦国期毛利氏の肖像画―十六世紀の毛利元就像をめぐる―」『没後四五〇年記念特別展 毛利元就―「名将」の横顔―』（安芸高田市歴史民俗博物館、二〇二二年）。
- (29) 伊藤幸司「豊栄神社蔵「毛利元就像」にみる大内氏―肖像画に語らせるもの―」（大内氏歴史文化研究会報告レジュメ、二〇一三年）。
- (30) 「開山大照国師嗣法証并法語」（『常栄寺史料（復刻版）』（マツノ書店、一九九〇年）二〇八頁）。
- (31) 『防長寺社由来 第三卷』（山口県文書館蔵、一九八三年）四〇二頁。
- (32) 山本浩樹『戦争の日本史12 西国の戦国合戦』（吉川弘文館、二〇〇七年）。
- (33) 『復刻版 毛利家乗 九（卷之二五）』（防長史料出版社、一九七五年）。
- (34) 「日頼寺文書」一『下関市史 資料編V』五二三頁。

付記

毛利元就画像の写真撮影にあたっては、伊秩秀紀氏ならびに下関市教育委員会教育部文化財保護課の協力を得た。末筆ながらお礼申し上げる。

研究

三吉慎蔵日記にみる

旧長府藩の維新顕彰・記念活動

稲益 あゆみ

はじめに

近代の日本においては、その出発点となった明治維新を回顧・顕彰する活動が各地で行われた。明治時代には、国による維新期の功労者の調査や、維新史の編纂などが実施され、旧大名家においても国の要請等を背景に旧藩士の事績調査や家史の編纂などが行われている。また、維新を記念した碑や銅像等の建設も様々な立場の人々によって各地で実施された。

維新史の編纂や、顕彰・記念活動は、山口県においても様々な形で行われた。近年では明治維新史そのものだけでなく、このような編纂や顕彰・記念活動に着目した研究もなされ、本藩である旧萩藩に関する修史事業や顕彰活動については近年までの成果(1)により明らかとなってきた。しかし、現在の下関市の大部分を治めていた旧長府藩の活動

については未だ不明な点が多いように思われる。

下関市立歴史博物館では、令和三年度に幕末から明治を生きた長府藩士三吉慎蔵を取り上げた特別展を開催した。この展示にあたり、三吉慎蔵が遺した日記(三吉慎蔵日記)を改めて眺めると、断片的にはあるが、明治維新後に旧長府藩が行った、または関わった維新の顕彰・記念活動に関する記述が見られた。また、三吉慎蔵自身が関わった記念活動に関する記録も散見された。そこで本稿では、明治時代に行われた旧長府藩の維新顕彰・記念活動を知る足掛かりとして、三吉慎蔵日記に見られる関係の記述を紹介する。旧長府藩における顕彰・記念活動の一端を知るとともに、一長府藩士の顕彰・記念活動との関わりを見ていきたい。

1. 三吉慎蔵と三吉慎蔵日記

三吉慎蔵は、天保二年(一八三一)に長府藩士小坂土佐九郎(馬廻)の二男として長府に誕生。安政三年(一八五六)一〇月より同藩士三吉家(中扨従)に養子入りし、三吉姓を名乗った。文久三年(一八六三)に一代馬廻、慶応元年(一八六五)には永代馬廻に昇格。慶応二年(一八六六)には時勢探索の藩命を受け、坂本龍馬とともに下関から上京し、伏見寺田屋で幕吏の襲撃を受ける。以後、坂本龍馬とは親しく交流した。維新後は、豊浦藩(長府藩から改称)の権大参事などの職に就くが、明治三年(一八七〇)閏一〇月に辞職。長府毛利家の家扶を拝命し、同

家に仕える道を選択する。明治四年（一八七一）に廢藩置県が行われ、旧藩知事に東京移住が命じられると、慎蔵は長府毛利家当主毛利元敏の求めに応じ、上京した。

長府毛利家に仕えていた慎蔵であったが、明治一〇年（一八七七）、突如宮内省に召し出され、明治三年（一八九〇）三月まで北白川宮家などに仕えた。日記によれば、この間も長府毛利家の家政にも携わっている。明治二四年（一八九一）、長府毛利家の帰住に従って長府に戻り、明治三四年（一九〇一）二月に没する直前まで同家に仕えた。

三吉慎蔵日記は、天保七年（一八三六）から慎蔵が亡くなる直前の明治三四年二月一三日まで、約六五年間の日記である。明治三〇年（一八九七）以降に立野某に清書を依頼したとされる第一巻から第一九巻、日記抄録、日記附録の二一冊と、慎蔵直筆の明治三十三年日載、明治三十四年日載の二冊の合計二三冊からなり、現在原本が下関市立歴史博物館に寄託されている。ただし、天保七年から明治一五年（一八八二）までは日々の記録ではなく、特記事項を記すのみであり、明治三二年（一八九九）の日記は現存していない。

日記の内容は、幕末に従事した様々な任務や、維新後の長府毛利家及び宮内省での勤務についての記事のほか、慎蔵とその家族らの私的な出来事など、多岐にわたる。この日記中に、旧長府藩及び慎蔵自身の維新に関する顕彰・記念活動にまつわる記事が散見される。これらの記事を

大まかに分類すると、①長府藩報国隊士らの顕彰に関するもの、②龜山（現山口市龜山）の藩主銅像建設に関するもの、③三吉慎蔵自身の記念活動に関するものとなる。本稿では、この三点について、三吉慎蔵日記の記述を見ていきたい。

2. 長府藩報国隊士らの顕彰

長府藩報国隊は、幕末に長府藩の若手藩士らによって結成された隊である。元治元年（一八六四）十一月、時勢を憂慮した若手藩士らが住吉神社に結集して盟約を結び、翌慶応元年二月、藩の許可を得て結成した。当初は藩士のみが参加する隊であったが、後に安岡の有志で結成された吾往隊や、領内の力士からなる盤石隊などを傘下に収め、士庶混合の隊となった。慶応二年の幕長戦争や、慶応四年（一八六八）の戊辰戦争の内、北越・会津の戦いなどに参戦し、長州藩（2）軍及び明治新政府軍の勝利に貢献している。

三吉慎蔵日記においては、明治一六年（一八八三）三月に、報国隊士らの顕彰に関する記述が見られる。

明治一六年三月二日条

一 午前梶山宅へ至る、右は来る廿三日故福原大佐祭日に付、三時より会すること、尚従五位公（※長府毛利家当主毛利元敏）同日御

出之儀、明日可申上と引受候事

一 泉、有川、熊野碑一件申合云々の件、梶山より談有之、福原相統
人出京の件有之候事

明治一六年三月二一日、慎蔵は旧長府藩士・報国隊士の梶山鼎介宅を訪問。用件は、旧長府藩士・報国隊士で明治一〇年に陸軍の将校として参戦した西南戦争で落命した福原和勝の記念祭についての打ち合わせであつた。この時、慎蔵は梶山より「泉、有川、熊野碑一件」について話を聞いたという。

泉、有川、熊野の三名はいずれも長府藩士で、結成時より報国隊の都督を務めた泉十郎、精兵隊（3）の隊員であつた有川恒槌、報国隊の参謀や軍監を務めた熊野直介である。有川は元治元年の禁門の変、熊野は慶応四年の北越の戦いでそれぞれ死去。泉は慶応元年に下関開港問題で対立した萩藩の井上馨らに対する暗殺計画などの罪により切腹しており、三名とも幕末・維新の動乱の中で命を落とした藩士である。

三吉慎蔵日記から、明治一六年当時、旧長府藩士らの中で、彼らの碑を建立する計画が浮上していたことがわかる。続けて同月の日記から関係箇所を引用する。

明治一六年三月二三日条

一 午后福原故大佐祭日に付、拝礼として献供壺円持参す

一 従五位公并乃木大佐、品川大佐、梶山少佐、下村修介、小笠原武英、莊原好一、村野報介、諸葛小弥太、大庭景明、大庭景一、村上、原田、参会、午后十一時半帰宿す

（中略）

一 泉十郎、有川恒槌、熊野直介一件協議す、大庭景明書記の筈なり

明治一六年三月二四日条

一 夜に入乃木、梶山の両氏来る、依而泉始め碑建立一件、先達て君公より御発言可相成次第、夫々氣附打合候処、可然ことに談決す

明治一六年三月二五日条

一 午後市兵衛町御邸へ出頭す

従五位公へ泉、有川、熊野の三名へ復古以来未だ御施行無之、依て今般思召を以て碑建立御寄附金之儀明日乃木大佐へ思召之旨被仰聞、尚追々其取計品川、梶山申合可致ことに御決定之事

一 公へ 於鑄様（※毛利元運長女毛利鑄子）御一身上之件々得と御示談有之度、尚又各申合何分の儀取計可申事に上申す

前条之件莊原氏へ申談置候事

明治一六年三月二三日、福原和勝の祭日につき旧長府藩主毛利元敏と、乃木希典、品川省吾、梶山鼎介などの旧長府藩士らが集まり、泉・有川・熊野の碑の一件についても協議した。翌二四日には、慎蔵と乃木、梶山が協議。二五日には、慎蔵が元敏と面会し、元敏が碑の建立に対して寄付金を出すことについて、意向を乃木希典に伝えること、取り計らいについては品川・梶山が申し合わせると決めたことが書かれている。

碑の建立について、発起者は定かでないが、旧長府藩主、藩士が中心となつて進めており、旧藩主・藩士共に建立に前向きであつた様子がうかがえる。しかし、この後、日記中にこの碑に関する記述は見られない(4)。

次に報国隊士の顕彰に関する記述が日記に登場するのは、明治二年(一八八八)一〇月のことである。

明治二年一〇月三日条

一 梶山氏来宿、右は報国隊記念碑主公御発起一件の儀示談に付、尽力可致段決答す

明治二年一〇月三日の日記によれば、この頃報国隊記念碑について、「主公」すなわち毛利元敏が発起したという。慎蔵を訪ねてきた梶山鼎介からこのことについて相談を受けた慎蔵は、碑の建立に尽力する旨を

回答している。この後、同月の日記には、記念碑に関する記述が続いている。

明治二年一〇月八日条

一 市兵衛町御邸へ出頭す
一 三位公(※毛利元敏)へ記念碑御設立の件上申す、右莊原家扶へ被仰聞候て、其向の諸氏へ引合の儀添て申出置候事

明治二年一〇月一八日条

一 午後毛利邸へ出頭す、莊原家扶より財産名前替一件談に付、家扶名義の分は是迄通り一纏めにし可然ことに答候事
一 旧臣記念碑一件思召の旨談に付、右は主公の思召を以て梶山、鳥山其他打合可然ことに答ふ

明治二年一〇月二五日条

一 午後より毛利邸へ出頭す、右は三位公より過日旧臣記念碑御発起に付、梶山、鳥山、日原、山田、莊原一同仕法等の儀を御尋問也、尚品川、乃木、豊永へも照会の上、其次第御決の筈に相成候事

明治二年一〇月二九日条

- 一 毛利御邸へ出頭す、記念碑一件豊浦へ照会の件に付、少々文案之氣附を談す

報国隊記念碑については、毛利元敏の意向により、旧長府藩士の梶山鼎介や鳥山重信らで話し合うこととなり、一〇月二五日には梶山、鳥山、日原素平らに建立方法について尋ねたと記されている。また、同じく旧藩士の品川省吾、乃木希典、豊永長吉にも照会して次第を決めるとあり、元敏の発起から間もなく旧藩士らが中心となつて事業に取りかかったことがわかる。

三吉慎蔵日記における記念碑に関する記述は、翌明治三年（一八八九）に続く。

明治二年一月二二日条

- 一 午后毛利邸へ出頭す、梶山、莊原、三吉会合、其議事は左に記す
- 一 莊原出豊に付兼て御内決の地所一件、於隣様御進退一件を議す、右の件々三位公へ上申す、就ては其事件を莊原家扶へ御依頼のことに御決定也

（中略）

- 一 記念碑一件も莊原へ協議也

明治二年二月一〇日条

- 一 午前より品川、乃木、梶山、莊原一同毛利邸へ集会す
- 一 豊浦地所是迄の次第、尚又豊永よりの来書を各へ見せ候事
- 一 碑一件は、品川氏の意見通り報国記念碑と認め、其出る次第を加筆のことに決す

明治二年二月一六日条

- 一 午后より毛利御邸集會に付出頭す、品川、乃木、梶山の三氏、莊原家扶一同、於暢様（※毛利元敏長女、毛利暢子）一件、邦樹様（※毛利元敏三男、毛利邦樹）御通字一件等協議なり
- 一 午後五時半より三緑亭に於て品川、乃木、鳥山、梶山、莊原、三吉御洋食御陪食被仰付出頭す
- 一 記念碑一件は題字無名のことに決定の事

明治二年一月以降、碑に関する協議が続いており、二月一〇日には、慎蔵が品川省吾、乃木希典、梶山鼎介らとともに毛利邸へ参集。記念碑に関して、碑の名称を報国記念碑とすることや、碑文について決定した。また、二月一六日にも毛利邸に旧藩士が参集し、その後、元敏より響應を受けた。この日、記念碑について「題字無名」とすることが決定されている。

なお、二月一〇日の会議では、「豊浦地所」について議題となっているが、これは長府毛利家の長府（豊浦）帰住に関する事項である。

記念碑を発起した明治二十一年頃、元敏は東京から長府へ帰住することを決意。同年八月一八日には三吉慎蔵にこのことを相談している（5）。元敏の帰住に従うことを決めた慎蔵は、この後、自身と長府毛利家の長府における居所など、帰住に係る準備を関係者とともに進めた。

明治二十二年四月七日条

一 午后より外出、梶山氏へ至る、豊浦地所着手順序のことを色々談
合す

一 第一を豊功神社御移転、第二を記念碑とす

一 第三は御住居所実地取調の上、建築のこと

明治二十二年四月七日の記録では、慎蔵が豊浦地所の着手手順について梶山鼎介と相談。第一が長府毛利家の霊屋である豊功神社の移転、第二が記念碑、第三が住居の取り調べ及び建築とされている。報国隊の記念碑建立は長府毛利家及び旧藩士にとって重要事項のひとつであり、長府への帰住準備と並行して進められたことがわかる。

続く記念碑建立に関する記述は、明治二十二年二月二日。旧藩士らが「記念碑ヶ条書」をもとに何らかの調査を行う様子が記されている。

明治二十二年二月二日条

一 午后五時より毛利御邸へ乃木、鳥山、梶山、豊永、日原、荘原一同参邸、公より晚餐被下、其節記念碑ヶ条書を出し、追々取調の議を談す、其書類追て廻達することに決す

この後、しばらく記念碑に関する記述は途切れる。明治二十三年一月一七日条に、「外浦にて旧山王社前へ記念石揚場を見分」とあり、これが記念碑のことを指しているとすれば、建立場所の用意をしていたようである。また、元敏らが長府に帰住した明治二十四年には、次のような記録が残っている。

明治二十四年五月一日条

一 午前より用達所へ出勤す

一 石碑建立場協議として外浦へ豊永、荘原一同出張す

明治二十四年六月二日条

一 本月十日頃石碑外浦へ相廻すとの件

明治二十四年六月一日条

一 石碑大石外浦へ十日着の由、河村より莊原まで報知あり

明治二四年四月一日、毛利元敏が長府へ到着。その約一ヶ月後の五月一四日に、慎蔵が豊永長吉、莊原好一らとともに石碑の建立場の協議のため長府外浦を視察した。さらに一ヶ月が経った六月一五日には、石碑用の石材と思われる「石碑大石」が外浦へ到着したことが報知されている。

元敏による報国隊記念碑発起から三年ほど、旧藩士らによって記念碑事業が進められ、石材の調達も行われていたことがわかる。しかし、この後日記には碑の完成に関する記述は見られない。明治二六年（一八九三）二月二五日に「碑文鳥山氏の申出を談す、右は同氏へ篤と引合案を立可然ことに談あり」との記述があり、報国隊の碑文を指していると考えれば、この頃まで建設事業は継続していたと考えられる。記念碑の顛末については今後別の資料から調査をする必要があるが、明治一六年及び明治二二年から二四年の三吉慎蔵日記の記録から、この頃旧長府藩主・藩士らによって報国隊士の顕彰活動が行われていたことは確かである。

3. 龜山の銅像建設と長府毛利家

龜山の銅像とは、幕末の長州藩の六名の藩主・世子を象った銅像で、明治時代に建設された。銅像が製作されたのは、旧萩藩主毛利敬親とそ

の子元徳、旧長府藩主毛利元周、旧徳山藩主毛利元蕃、旧岩国藩主吉川経幹、旧清末藩主毛利元純の六名である。毛利元徳以外の像は、明治三年（一九〇〇）、元徳の像は明治三九年（一九〇六）に完成した。現在の山口市龜山公園に設置されていたが、戦時中に供出され、現存しているのは毛利敬親の像のみである。

この銅像の建設事業は、明治二二年、毛利敬親の像を建設する計画が立ちあがったことをきっかけに開始。翌二三年、計画に四支藩主の銅像を加えることが決定した。当初、事業の総裁には萩藩出身で当時司法大臣であった山田顕義が任じられ、山田が明治二五年（一八九二）年に没した後は、代わって伊藤博文が総裁となっている。副総裁は旧萩藩士・奇兵隊士の林友幸が勤め、井上馨が顧問として終始計画指導の任にあたった（6）。地元山口にも委員会が発足し、『山口市史』によれば委員長に頓野馬彦・正木基介、上司淵蔵、その他業務を分担した関係者として兼重淳輔、吉田右一、河北一、万代利七、宮川臣吉などの名前が挙げられている。明治政府に参画した旧萩藩士たちと地元山口の人々が事業の中心にいたことがわかる。

銅像の「建設趣意書」（7）によれば、建設の目的は次のように語られている。

抑、史乗ヲ考フルニ、洞春公、天下騒乱ノ時ニ当リ勤王ノ義ヲ唱へ、

山陽山陰十余州を平定シ、一世ニ雄視セラレシモ、宗支其心ヲ戮スルニ非ズバ能ク其ノ功ヲ奏セザルナリ。又、天樹公遷城ノ際、国事頗ル艱難ヲ極メタルモ、宗支同心相扶ケテ經營シ救済ヲ得ルニ至レリ。忠正公封ヲ襲ガレシヨリ講文演武、節儉撫恤、忠正ヲ皇室ニ竭シ王政維新ノ鴻業ヲ翼賛セラレシハ、是全ク宗支藩公協和シ、幾多ノ艱難ヲ経タル結果ニシテ、世人ノ親シク認知スル所ナリ。故ニ防長ノ人士ハ、後世諸公士ノ御子孫俱ニ祖先諸公ノ盛業ヲ継紹セラレ、宗支相頼リ棟蓐密着シテ、皇家ノ藩屏トナランコト企望ニ堪ヘズ。且両国人士ノ子孫タルモノハ、只管諸公ノ威徳ヲ仰キ、異牖同心、諸公ノ心ヲ以テ心トシ、信義ヲ宗支諸藩公ノ家ニ尽シ、既往ヲ鑒ミ将来ニ勉メ、吾儕防長人士タルヲ辱メザランコトヲ期シ、茲ニ、忠正公及支藩先公ノ銅像ヲ建設シ、永ク追慕ノ記念トナサントス。

ここには、毛利元就の時代以降毛利家において宗支家が支え合ってきたこと、幕末には萩藩主毛利敬親と支藩主たちが協力して幾多の艱難を乗り越え、王政維新を翼賛したこと、防長の人士はこれを引き継ぎ、皆が協力して天皇家の藩屏となるべきであること、防長人であることを辱めることがないよう努めるべきであることなどが書かれており、そのシンボルとして敬親及び四支藩主の像を建てたとされている。

このような目的をもって旧萩藩士らによって計画された銅像の建設事

業について、三吉慎蔵日記中には旧長府藩の関わりや対応に関する記述が見られる。

明治二四年二月六日条

一 忠正公（※萩藩一三代藩主毛利敬親）御銅像建設に付、御末家方の所も御一同建方可然儀を井上伯（※井上馨）より申来、右は篤と協議打合の上ならては取計六ツケ敷ことに山田伯（※山田顕義）へ談し候処、杉氏（※杉孫七郎）氣附を尤に同意相成、就ては此件を真の内相談致すとのこと也、三吉答曰御氣附御尤也、豊浦にても先年有志の者より元周公（※長府藩一三代藩主毛利元周）碑を建設致度段出願有之候得共、公の兼て思召の旨も被為在候に付、聞届不被相成旁、此件は容易に御答は致し兼候と答、又銅像の位置等も誠に六ツケ敷ことと色々愚存を無遠慮答置候、尚又内々申合の上、追て相答候筈にして退散す

明治二四年二月六日、井上馨より長府毛利家に対し、毛利敬親の銅像建設に併せて、四支藩主の銅像建設の提案があった。これに対し慎蔵は、篤と協議をしなければ取り計らいは難しいことと山田顕義に談じ、杉孫七郎も同意したと記している。

さらに、慎蔵が回答した内容によれば、明治二四年以前に豊浦（長府）

の有志より長府藩一三代藩主毛利元周の碑の建設について出願があったが、長府毛利家の意向により、実現しなかった。慎蔵はこのことを背景に、銅像の建設についてはすぐには回答できず、銅像の位置なども非常に難しい問題だと述べている。

翌日以降も銅像に関する記述が続く。

明治二四年二月七日条

- 一 杉氏より内話の御銅像一件を、本日莊原氏へ氣附の件々談候処、同案の由答ある

明治二四年二月八日条

- 一 杉氏より忠正公御銅像建設に付、井上伯より御四藩先公も調製如何哉のことを申来る、是は誠に能勘考ものと山田伯へ示談致候処、尤との答に付、今日は真の内話すとの談に付、右内話のことなれは三吉も無遠慮愚考を申す、実に色々事情もあり、且又長府に於ては旧臣より先年出願の件々もあり、誠に協議ものと答置候、尚又梶山へも打合致呉れとのこと添て談ある
- 右の件本日幸ひ集會に付申述置候事

井上馨から銅像について話が合った翌日の二月七日、慎蔵は長府毛利

家家扶莊原好一へ相談。莊原も同案とあり、慎蔵と同じく元敏の意向などを懸念している様子がうかがえる。

また、二月八日には慎蔵が山田顕義と再度会談。旧臣より出願された件（毛利元周碑の件か）を含め、長府においては「実に色々事情」があるとし、協議の必要性を山田へ伝えた。さらに、この日行われた長府毛利家における集會でもこのことを報告している。

このように、元周の銅像建設について、元敏や旧藩士らは当初消極的であった。

旧長府藩側からこのような回答を得た井上らであったが、四支藩主銅像の建設を諦めることなく、旧支藩主家からの同意を得ようとした。同年三月から四月の三吉慎蔵日記には、井上馨が元敏や旧藩士らへ働きかけ、建設の承認を得たことが記されている。

明治二四年三月二〇日条

- 一 井上伯来邸、莊原面会あり、尚三位公にも御逢被遊候事
- 一 忠正公御銅像御合併の儀を、旧御支藩御打合の上御纏め致度件々、談ある由なり

明治二四年四月九日条

- 一 豊永長吉氏一同へ梶山氏より井上伯へ尋問の件々、又本月三日高

輪様御邸にて御集会の件々、終に御銅像一件は、各公騎馬にして拾万円の集金をなし設建のことに答弁の由

一 御懇話の件々、井上伯と談話の末、梶山氏よりの答弁熟和し、其件々伯より演説の次第、各公始め御承諾の由也

明治二四年三月二〇日、井上馨が長府毛利家家扶の莊原や、元敏に面会。同年四月九日には、井上馨への尋問や、毛利各家の集会などを経て、各藩主の騎馬姿での銅像を建設することが承諾された。

井上と長府毛利家、旧長府藩士との間の協議内容や、旧長府藩側の懸念事項の詳細、どのような調整がなされたかについて、三吉慎蔵日記からはうかがうことができない。計画当初、旧長府藩側は銅像の位置を問題視していたが、実際に建設された銅像は、防長二州の地形を模した公園の敷地において、それぞれの旧藩所在地にあたる方面に旧藩主が配置された。また、実際に建立された銅像は、毛利敬親が乗馬姿、四支藩主が立ち姿の像であり、明治二四年四月に「各公騎馬」に決定した後、変更されたようである。なお、各藩主の衣装はそれぞれが維新期に着用していたものを参考に作成されたという。配置や像のデザイン等の変遷は不明であるが、井上と旧長府藩の間で調整が繰り返されていた様子から、最終的な配置・デザインは旧長府藩側も承諾したものであったと推察される。

三吉慎蔵日記の明治二四年四月九日条には、建設費用について、一〇万円の集金をなすと記されている。実際にこの事業では、伊藤博文らによつて全国の防長出身者等に募金が呼びかけられた。募金計画は地元山口県部と他府県部にわけられ、一〇万人以上から寄付を得ている(8)。三吉慎蔵日記中にも、募金に関する記述が見られる。

明治二四年一二月二日条

一 伊藤伯午前馬関より出府に付、主公より御使、本日も御不快に付、功山寺御参席御断りの段申出候事

(中略)

一 午后一時より、伊藤伯功山寺に於て豊浦郡中士民呼出にて、御銅像建設の演説ある

一 右引続上司氏演説ある

一 終て夜に入酒肴出る、尤案内状有之人員のみ凡五百名の由也

一 参集人凡一千余名也

明治二五年二月一〇日条

一 米熊へ御銅像寄附三円出金のことを書面出す、尤拙者は別に三拾円出金することを添て申遣す

明治二五年五月一四日条

一金三拾円

但本年二期にして

右元周公御銅像建設に付、出金の儀相決し、莊原氏へ依頼致置候

事

明治二五年六月二八日条

一金三円也

右故元周公御銅像建設に付、一書の金員米熊寄附の分、惣代佐竹

為延へ差出置候、尤受書証書は迫て相廻り候由

明治二十四年二月二日、伊藤博文が下関入りし、長府功山寺におい

て銅像建設について士民に演説を行った。建設の趣旨等を説明し、出金

も募ったものと考えられる。また、翌明治二五年の記録からは、三吉慎

蔵から金三〇円、長野県にいた慎蔵の子米熊から金三円が元周銅像へ寄

附されたことがわかる。県内外の多くの長府藩出身者が寄付したものと

推察される。

明治二五年一月一日、山口において銅像の起工式が行われることと

なった。

明治二五年一〇月二一日条

一 山田伯明朝馬関着に付、御使を主公より被差立、尚又長府着の節

扱方の儀を豊永へ示談し、明日豊永より廿三日の都合を報知ある

筈に談置候事

一 豊永氏は明晩出発、東行也

一 来る十一月一日山口に於て御銅像御起工に付、主公を山田伯より

御招請の来書あり、右は御差間に付、御断りの内含を豊永へ御直

に御頼あり、尚伯へ御直に御咄し有之筈也

明治二五年一〇月二二日条

一 午前用達所出勤す、夫より山田伯着関に付、主公より御尋問とし

て御使相勤む、来る廿四日午前御邸へ御伺の由に付、休息相成候

様御下命の旨を申入置、右相済帰邸の上、廿四日午前御待受の次

第を上申候事

明治二五年一〇月三一日条

一 来る十一月一日山口御銅像起工式に付、山田伯より御案内の処、

御差間に付、右御断りの為め江良和祐を昨日御仕出し相成る

起工式前の同年一〇月二一日、山田顕義が下関を訪問。また、毛利元

敏へ起工式への招待状を送った。しかし、元敏は出席を断っている。翌日、慎蔵は元敏より山田へ「御尋問として御使」を命じられ勤めており、銅像や起工式に関して話した可能性がある。その後、起工式には江良和祐が遣わされた。

この後、銅像は明治三三年四月一五日に除幕式を迎えた。山口市において盛大に執り行われた除幕式には、毛利元敏も出席したが、三吉慎蔵日記には起工式の件以降、銅像に関する記述は見られない。なお、五名の藩主の銅像が完成した後、明治二九年（一八九六）に没した毛利元徳の像が建設されることとなり、明治三九年一〇月二一日に除幕式が行われた。

4. 慎蔵個人の記念活動

三吉慎蔵日記中には、慎蔵が個人的に携わった維新の人物、出来事に関する記念活動の記録も見られる。

日記中に度々見られるのは、慶応二年に伏見の寺田屋で共に遭難して以来、親交が深かった坂本龍馬の記念に関する記述である。明治一四年（一八八一）一二月一八日条には、東京において宮内省に勤めていた慎蔵が、龍馬の一五年祭に参加したことが記されている。

明治一四年一二月一八日条

一 故坂本良馬十五年祭相当祭事に付、佐々木参議（※佐々木高行）、土方大輔（※土方久元）、其他旧縁有志者集会、依て坂本直より案内に付参集す

名前が挙げられている佐々木高行、土方久元は共に旧土佐藩士。慎蔵は、龍馬の甥で坂本龍馬の家を継いだ坂本直より案内を受けて、龍馬の一五年祭に参加したことがわかる。

また、明治一四年（一八八六）にも慎蔵は龍馬の二〇年祭に参席している。この時の主催者については記されていないが、慎蔵は案内を受けて出席し、龍馬や中岡慎太郎の遺墨等を持参した。

明治一四年一二月一日条

一 坂本、石川（※中岡慎太郎）両先生二十年祭に付、富見軒へ案内に依参席す、右に付両染筆類色々持参す、諸氏と色々談会有之

さらに、明治三三年には、慎蔵が寺田屋事件の二五年記念を実施した記録が見られる。この時には慎蔵が身内で行ったものと考えられ、西郷隆盛、坂本龍馬、中岡慎太郎らの遺墨や遺品を出して記念した。

明治三三年一月二三日条

一本日は伏見にて難事の廿五年当日に依て内祝す、右に付、西郷、坂本、石川等の軸物を調製し、并に其節相用候刀類を出し記念す

東京において龍馬の記念行事に参加、または自ら執り行っていた慎蔵は、長府に帰住した後の明治廿九年一月二三日、自宅で寺田屋事件満三〇年と、坂本龍馬死去より三〇年の記念祭を実施している。

明治廿九年一月二三日条

一本日は、伏見寺田屋にて坂本先生一同難事満三十年に付記念、又坂本先生死去より三十年十二月十五日を本日取越祭典を行ふ
一 右に付、左の諸氏を午前十一時より招請す

村上彦三 林洋三 日原素平 諏訪好和 桂弥一

松本廉平 河村光三 三嶋盛二 豊永長吉代 和吉

外に手伝 小坂住也 栢貞香

一 三位公より御詠を御送に付、即時御案内申上、随従中川凉介也
右御揃に付、今枝流剣術七個を慎蔵行ふ、住也受太刀なり
終て初実剣一本にて治むる、夫より直に二階へ御案内し、着席年順也

茶 麦茶なり

鳥油揚牛蒡 昆芋新菊 味噌煮

苔ヌタ 鰯

ウマ煮トウエイ人參

慈姑芋 山椒 独活

浸シ ホウレン草

握り飯胡麻塩

漬ケ物

右提重に入、皿類は不残木皿にす

一 盃は毛利家へ御預りの義士也

一 後刻茶と唐芋を出す

一 中床に神靈写真を安置し献供は塩洗米、神酒、竹ノ子、小鳥

一 陳列は、槍刀、劔、ピストル其他坂本先生始め西郷、木戸、福

原（※福原和勝）其他の手跡を出置なり

一 主公の御詠、日原氏、中川氏の備あり、又諸氏より献供幣代等の備ある也

この日、慎蔵は旧長府藩士を招き、実兄小坂住也と親族の栢貞香を手伝いとして記念祭を実施。槍刀や、龍馬・西郷らの遺墨を展示し、小坂住也とともに剣術を披露するなどして龍馬のことを懐古した。三吉慎蔵が主催したものであるが、参列者は旧長府藩士であり、旧藩主毛利元敏からは御詠が送られている。慎蔵だけでなく旧長府藩主・藩士にとって、坂本龍馬の死や寺田屋事件が記念すべき事柄として認識されていたと言

える。

坂本龍馬の他に、慎蔵が関わったことがわかる維新の記念活動として、日記には慶応三年（一八六七）に没した萩藩士高杉晋作に関する記述が見られる。

明治一五年六月二六日条

一金五円

右高杉東行師へ寄附す

明治一五年六月、慎蔵は高杉晋作に対して金五円を寄附した。これは、高杉晋作の菩提を弔うため伊藤博文や井上馨ら有志によつて建設され、明治一七年（一八八四）に完成した東行庵の設立費用である。

また、明治一九年には、東京の紅葉館で有志によつて開催された高杉晋作の二〇年祭に際して金二円を納めている。

明治一九年五月一六日条

一 高杉東行先生二十年祭於紅葉館有志者申合催事す、依て金二円会費持参す

高杉晋作は、伊藤や井上らによつて明治時代に顕彰された萩藩士のひ

とりであり、多くの長州藩出身者がその活動に協力した。慎蔵も顕彰事業に賛同し、寄附等を行ったものと考えられる。

この他、日記に見る慎蔵個人の関わった維新の記念活動としては、元治元年の禁門の変における殉難者の記念祭（9）などがある。維新後、慎蔵は宮内省や長府毛利家との関わりの中で、萩藩や土佐藩の出身者らと接する機会も多かった。また、明治一五年以降、三條実美が設立した旧友会に参加したことや、三吉家に伝わる諸氏の書などから、明治維新を経験した旧幕臣、藩士、公家などと維新後も交流があったことがわかる。明治期には彼らによつて殉難者や事績の記念事業が度々行われており、慎蔵は維新前後の交流や、各人物・出来事を懐古する思いから、旧長府藩士としてそれらに賛同・協力していったものと考えられる。

おわりに

本稿では、三吉慎蔵日記から、旧長府藩で行われた明治維新に関する顕彰・記念活動についての記述を見てきた。旧長府藩の藩主や藩士が中心となって実施した事業としては、報国隊士らの顕彰があり、特に明治二一年からの碑の建設については、旧藩主毛利元敏が発起し、旧藩士らが中心となって事業を進めた様子がうかがえた。一方、幕末に藩政を執った一三代藩主毛利元周の碑や銅像の建設については、民衆の期待はあったものの、元敏の意向等により旧藩士としては消極的であった。明治

二四年に井上馨からもたらされた亀山における藩主銅像建設案に関する旧長府藩側の反応からは、旧長州藩内の本支藩家の関係性について、慎重な配慮が必要であつた様子がうかがえる。

三吉慎蔵自身の携わつた記念活動を見ると、慎蔵個人としては、特に関係の深かつた坂本龍馬に対し、強い思いをもつて記念活動を行ったことがわかる。この他、萩藩をはじめ他藩出身者らが実施する顕彰・記念活動等にも賛同・協力しており、維新の動乱を生きた者として、関連する慰霊・顕彰・記念活動に幅広く関心を寄せていた様子がうかがえる。

本稿で紹介した三吉慎蔵日記の記録からは、旧長府藩における維新史の顕彰・記念活動の一端を知ることができた。報国隊士の顕彰事業など、未だ詳細が明らかでない部分については、引き続き調査を進める必要がある。また、三吉慎蔵日記に記されたもの以外にも、下関における維新史の顕彰・記念活動があり、それらの調査についても今後の課題としてい。

註

- (1) 広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一)」「(其の四)」『山口県文書館研究紀要』第三号、第八号、一九七四～一九八一年、網野ゆかり「失われた六基の『毛利家銅像』が物語るもの」『山口県地方史研究』第二一九号、二〇一八年)、上符達紀「明治期山口県における「維新」の顕彰―「甲子殉難士」の東光寺改装事業と「露山堂」移築保存事業を中心に―」『山口県地方史研究』第二七号、二〇一九年) など

- (2) 本文中、萩藩・長府藩・清末藩・徳山藩を含む本支藩全体を指す場合は、総称して「長州藩」の文言を用いた。

- (3) 文久三年八月、長府藩若手藩士によって結成された隊。翌元治元年廃止。

- (4) なお、現在、長府の忌宮神社境内には、熊野直介の碑が建っている。題字を山縣有朋、碑文を熊野が指導した長府藩の幼年教育施設集道場の門下生金子豪介が書いたもので、碑文に記された日付は、明治二〇年(一八八七)五月である。台座には集道場で学んだ乃木希典、桂弥一、服部潜蔵や、報国隊士であつた瀧川瓣三らの名前が見られる。

- (5) 「三吉慎蔵日記」明治二二年八月一八日条。

- (6) 佐間久吉編『亀山園の記』(一九二七年)

- (7) 山口市史編集委員会『山口市史』(山口市、一九八二年)

- (8) 前掲『亀山園の記』

- (9) 「三吉慎蔵日記」明治二〇年六月一九日条。なお禁門の変で亡くなった長府藩士には有川恒槌がいる。

【主要参考文献】

- 佐間久吉編『亀山園の記』(一九二七年)
山口市史編集委員会『山口市史』(山口市、一九八二年)
徳見光三『長府藩報国隊史』(長門地方史料研究所、一九六六年)
古城春樹・中曽根孝一編『三吉慎蔵日記』上下(株式会社国書刊行会、二〇一六年)

資料紹介

「宗瑞公・秀就公・秀元公御内書」について

松田 和也

「宗瑞公・秀就公・秀元公御内書」は、昭和三十年（一九五五）八月に、山口県内の個人から下関市立歴史博物館の前身である財団法人長府博物館に寄贈された卷子である。寄贈の経緯やそれ以前の来歴については不詳であるが、下関市立長府博物館を経て、現在は下関市立歴史博物館の所蔵資料となっている。

卷子は木箱に収められており、木箱には「宗瑞公秀就公秀元公御内書」の墨書のある張り紙が付されている。また、木箱には「輝元公御内書」と墨書のある包紙が卷子ともに収められている。卷子の題箋には、「御内書」の墨書がある。

卷子には、毛利輝元書状三通・毛利秀就書状六通・毛利秀元書状一通の合計十通が収められている（所収文書一覧のとおり）。輝元書状は秀就宛、秀就書状と秀元書状は糸賀真作宛である。輝元書状と秀就書状は、全て「譜録 糸賀八郎右衛門真昭家（以下、「糸賀譜録」という）」（1）に収められている。糸賀家に関する史料については、萩博物館に「糸賀

家文書」が寄託されている（2）。「糸賀家文書」は卷子に表装されており、その表紙の文様は「宗瑞公・秀就公・秀元公御内書」と酷似している。また、「糸賀家文書」は、表紙の縦三六・五センチ、軸木は長さ三九・三センチ、太さ二・〇センチである。これに対して「宗瑞公・秀就公・秀元公御内書」は、表紙の縦三六・一センチ、軸木は長さ三九・五センチ、太さ二・〇センチであり、両者はほぼ一致する。これらのことから「宗瑞公・秀就公・秀元公御内書」は、元々糸賀家に伝来したものであると考えられる。現在の状態に表装されるまでは「糸賀家文書」とともに伝えられ、その後何らかの理由で別々になったのであろう。

糸賀真作は、元々戦国大名尼子家に仕えていたが、牢人を経て毛利輝元に仕えた。萩藩政初期には、輝元の推挙を受けて、江戸にいる秀就の守役や幕府との折衝などを務めることとなる。幕府や諸藩との折衝役は、のちに公儀人と称される。『萩藩職役人名辞典』（3）によると、真作は慶長十七年（一一六二）八月十七日から元和七年（一一六二）二月十三日にかけて公儀人的役割を担っていたとされる。卷子に収められている書状からは、それらの真作の活動内容などをうかがうことができる。以下、いくつかの書状について若干の説明を加える。

毛利秀就書状（資料番号3）は、幕閣などに贈る進物の準備を真作に命じたものである。有力幕閣である酒井忠世・安藤重信、萩藩の取次を務めた本多正純・土井利勝、さらに元和年間頃から出頭したといわれる

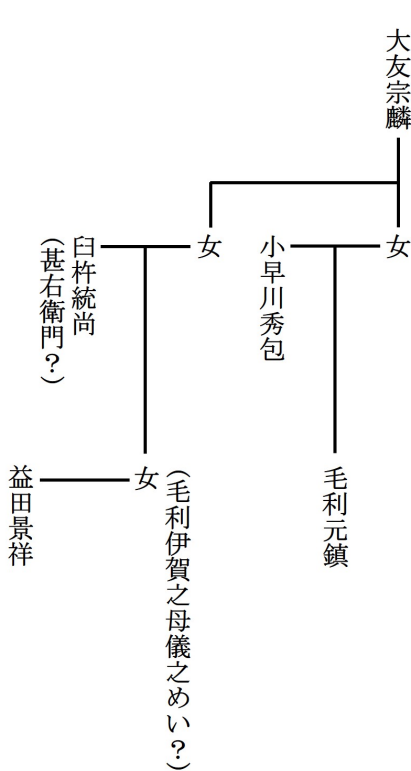
伊丹康勝（4）など多くの名前が挙げられている。萩藩を含む全国の諸藩にとって、彼らとの友好関係の構築や彼らからの情報収集などは、幕藩体制確立期を生き抜くために欠かすことのできないものであった。幕府折衝役としての真作の活動内容やその重要性をうかがうことができる。

毛利輝元書状（資料番号5）は、巻子に収められている書状のなかで唯一「糸賀譜録」に所収されていない。内容は、土井利勝家臣の寺田与左衛門から送られてきた「長屋之儀」についての返書を、萩藩土井原元以・天野元重と相談したうえで確認したというものである。秀元は、慶長十四年（一六〇九）から江戸において秀就の後見役を務めている。さらにその後、元和二年（一六一六）頃からは萩藩と幕府との折衝役も担っている（5）。萩藩と協力しながら真作と同じ役割を担った当時の秀元の活動の一端を垣間見ることができる。

毛利輝元書状（資料番号8）は、秀就に対して萩毛利家中の縁辺について伝えたものである。輝元は、益田景祥に「毛利伊賀之母儀之めい」を遣わすべきであると述べている。『近世防長諸家系図綜覧』（6）によると、景祥は、大友宗麟の孫娘である臼杵甚右衛門女を、毛利元鎮養妹として後妻に迎えている。元鎮の母（「毛利伊賀之母」）は宗麟の娘であるため、彼女はその姪にあたる。なお、宗麟には臼杵右京亮統尚に嫁した娘がいる（7）。臼杵統尚と臼杵甚右衛門が同一人物であれば、景祥の後妻に迎えられたのはその娘であろう（関係略図参照）。輝元は、秀就に

対して何度かこの縁辺を持ち掛けて、積極的に話を進めようとしていたようである。また、阿曾沼元理の縁辺についても触れている。元理の実兄である毛利元俱とも情報を共有しながら話を進める様子が見える。毛利輝元書状（資料番号10）は、秀就に対して大名としての心得や礼儀作法などを伝えたもの。輝元はこのような内容の書状を秀就や、後見役である福原広俊、秀元らに何度も送っている（8）。広俊や秀元は、これらの内容を秀就に伝え、その内容に沿った指導をしていた。真作も後見役として、この書状の内容を踏まえて秀就への指導に当たっていたのである。その経緯から糸賀家に伝来し、この巻子に収められたのである。「糸賀譜録」によると、「御一見之以後以御意請取置」の付紙は、真作直筆によるものである。なお、萩博物館に寄託されている糸賀家文書にも、秀就への指導について言及した輝元書状が収められている（9）。

関係略図



番号	文書名	宛所	年月日	備考
1	毛利秀就書状	(糸賀) 松斎	十二月四日	「糸賀譜録」所収
2	毛利秀就書状	(糸賀) 松斎	正月廿三日	「糸賀譜録」所収
3	毛利秀就書状	(糸賀) 松斎	五月廿九日	「糸賀譜録」所収
4	毛利秀就書状	(糸賀) 真作	十月三日	「糸賀譜録」所収
5	毛利秀元書状	(糸賀) 松斎	極月三日	
6	毛利秀就書状	(糸賀) 松斎	十一月廿六日	「糸賀譜録」所収
7	毛利秀就書状	(糸賀) 松斎	正月十七日	「糸賀譜録」所収
8	毛利輝元書状	(毛利) 長門守 (秀就)	九月廿三日	「糸賀譜録」所収
9	毛利輝元書状	(毛利) 長門守 (秀就)	九月廿三日	「糸賀譜録」所収
10	毛利輝元書状	(毛利) 長門守 (秀就)	九月廿三日	「糸賀譜録」所収

翻刻

【凡例】

- ・本文には適宜読点（、）及び並列点（・）を施した。
- ・人物注などを（ ）で示した。
- ・判読不能文字は■としている。
- ・闕字は一マス空白としている。

一 毛利秀就書状

一書申遣候、其元御無事候哉聞度候、我等事今日爰元着候、明後五日二
いくへく候、此段可申上候、久佐將監・児玉左京・佐世丹波守此之通何
にと可相すミ氣遣尤候、母衣之儀可申上候、任書之儀可申上候、伝人ふ
んへつなく候而せう二候、何にと可相すミ候之様ニ可有氣遣候、たのミ
入候間、重而可申候、かしく、
十二月四日
(糸賀)
(毛利秀就)
松斎

二 毛利秀就書状

尚以早々下まいらせ申候、
急度申遣候、御目見仕候哉聞度候、不及申候へとも御目見候ハ、則可下
候、用段之儀候間申遣候、我等手前丁場明日中ニ相調可申候間、大かた

廿六日ニハ舟出可申候間其心得尤候、其内さつかた用段候間、早々下待入候、廿六日ニ舟出可申候之通伝斎へ可申候、今日中ニ可下候、隙入候ハ、明日中ニハかならず下待入候、ゆたんあるましく候、為此重而申候、かしく、

正月廿三日 (毛利秀就)
(花押)

松斎 (余賀)

三 毛利秀就書狀

一書申遣候、我等事頓而京着候、明日可為出仕儀候哉、聞合候て可申越候、進物之儀是又聞合候て可申越候、酒井雅樂殿・本上野殿・土大炊殿・安対馬守殿・伊喜之介殿・井新左衛門尉殿・水監物殿・井主計殿・永信濃殿・板周防守殿・阿備中守殿・道三法印・神刑部殿・本出羽守殿・酒阿波守殿・久忠三郎殿・山十大夫殿・服權大夫殿・中勘解由殿・石三右衛門尉殿・花庄右衛門殿・牧清兵衛殿・近石見殿・渡半四郎殿・村權右衛門尉殿・本太郎左衛門尉殿・森金右衛門殿・安四郎五郎殿・大善大夫殿・永伝十郎殿・土宇右衛門殿・賀豊前殿・向将監殿・進三右衛門殿・山清大夫殿・門助左衛門殿、此衆其外使遣候而、可然候ハ、見合候て申付可遣候、使之者可申遣候間可得其意候、かしく、

五月廿九日 (毛利秀就)
(花押)

松斎 (余賀)

四 毛利秀就書狀

尚々右之通益玄へ申遣之候条、可得其意候、

三景普請為肝煎長井吉左衛門尉・井上源右衛門尉差上せ候条、何篇聞合

此兩人へ可申聞事肝要候、大坂石上ヶ場之儀從公儀可相渡之由候之間、

国重又右衛門尉事残置候、此兩人事者、ミかけに有之事候之条様子具二

申聞、国重事者可差下候、将又ミかけ石場之儀、戸田左門方領分之由候

之条、彼代官并肝煎庄屋以下へも長井吉左衛門尉・井上源右衛門尉罷出

可然候ハ、益玄談合候而可相調候、調之儀者伊豆所より可申遣之通

申聞候、かしく、

十月三日 (毛利秀就)
(花押)

真作 (余賀)

五 毛利秀元書狀

一書令申候、大炊殿へ被進之候長屋之儀付而、先度御方上之節寺与左

へ飛脚を以被申入、其返事到来候間請引如何候哉と存候て、井賀州・

天肥申談相共ニひらき候て見申候、為御心得如斯候、恐々謹言、

甲斐

極月九日 秀元 (毛利)
(花押)

松斎まいる (余賀)

申給へ

六 毛利秀就書状

一書申遣候、駿府隙明候哉、駿府へ人を遣候へ者、はや其元迄罷越候之由尤候、我等事其元へいくへく候へとも、此表にとまり申、先度申聞候事、何にと可相す候様ニ其方可有氣遣候、たんかう申度候、定而可為太儀候へとも爰元罷帰可申候、為此申遣候、かしく、

十一月廿六日 (毛利秀就)

(糸賀)
松斎

七 毛利秀就書状

一書申遣候、其面無事候哉聞度候、其方事ちと用段候間申上而、此月中ニ可罷下候、乍去るうす候ハ、来月中ニ可罷下候、千衆并小姓衆之儀はやく被成御下候様可申上候、河内守・美作守兩人御下候之様可申上候、其方必頓而可下候、尚重々可申聞候、かしく、

正月十七日 (毛利秀就)

(糸賀)
松斎

八 毛利輝元書状

(元理) (宍道元兼)
阿曾沼え主殿いもうと被遣可然候、其分よく候ハ、山城所と我等へ書中可給候、從御方被思召出承候様可被仰越候、

(益田景伴) (毛利元鎮)
先度も申候様益河内縁辺毛利伊賀之母儀之めいを爰元家中之者ニ是非と

も遣候而、進之候様ニと被申候間、河内へ可然存候、其分ニ被思召候ハ、河内へ一通可被遣候、我等も可申聞候、為御心得候、恐々謹言、

右馬

九月廿三日 (毛利輝元)
宗瑞 (花押)

(毛利秀就)
長門殿

まいる

九 毛利輝元書状

(糸賀)
真作事於其元ハ此表にて之様御分別候てハちかい可申候、真作其元にてハ御方へほうこうむきハちねんに御心へ候ハてハ成ましく候、くうき一篇之様仕候て罷居候ハてハ、早々自余之衆様緩くせ事など被申候てハ以外ちかい可申候、為御心得候、御分別前候へとも申事なを主殿所より

可申候く、恐々謹言、

九月廿三日 右馬 (毛利輝元)

(毛利秀就)
長門殿まいる

一〇 毛利輝元書状

(付紙) (宍道元兼)
「御一見之以後以御意請取置」
(端裏書)
「秀就まいる ■ ■ 右馬」

(宍道元兼)
何も主殿やかて可罷下候、其時可申候く、かしく、

御方御事爰元いろ／＼取さた申由被聞召承候、此春ハ左様之儀申て候、此比ハ一たん可然申候間あんと申候、弥御たしなミ入候、

一、御方爰元ニ御さの時ふたん我等申候ても、かさねて江戸御下候ての御きやうきかんようにて候、まへ／＼にちかいほめ申候へ者、御方我等までのくはいふんちくほんもふたるつきと申て候へハ、御あそひ万御たしなミニ候ハんとかたく承候まゝ、爰元にての事かんにん申候、御心まゝニまかせ候事、

一、わかきしゆのあたらしきしゆ御あつめのやうニかけ事の

事、

一、人のわるき物と申物御よひ候事不可然候事、

一、あそひかたほんにめされ、くかいこと御ねん入申さす候よし候事、かんようの事大かたに御心へ候てはいかゝ之事、

一、さしてもなきこと二人ふか／＼と御せつかんいかゝニ候、たゝわけを仰可然事、其うへ御せいはいなと不可然候、よき物も下々の物もいのちハひとつたるへく候、よく御しらへ、人けにもとそんし、御はつとニ成候やうニ候ハてハ、かへりて御ためあしき事、

一、御ほうはいしゆへ御いんきんかんようにて候、人ハなにとも候へにて候事、かやうのことさた候ハ尤とおほしめし候へく候、かミかたのまちにんなどいて入申、けつく家中之ものよりそれをハ御心安めされ候、かミかたの物ハほう／＼にていろ／＼口わる申けに候、家

中之物ハおそれてえ申さす候、かミかたしゆハ、なにとも不存候遊人にて候、めしおき候かミかたの物さへはつかしくきやくしんなる事候ニまして、いて入はかりの物を心安めされ候、さかさま事候、なにしニ物のかくれ候はんことなく、まつ一はんニくかいへきこへ、のちニかちうニ存候様ニ候事、

一、めんニやくそく申事、御ちかへ御きやうきも何にかと申さた候事、其元しゆおもハく我等一入めんもくなふ候、せめて此後之御心之ことよく御たもち候て、御身のため御かうこうニかんようにて候事、

一、さうへつ御ちまんのことをくかいにも家中ニもさた申、かけにてハわらい申事候、世上ニハうへのちう／＼之ふんへつしやおゝく候ニ、なにをかとニ御ちまん候はん哉、是一大事之御事候、とりわき両御しよさま、これかことのほか御きらい物と承候事、

一、御身うへことハ、いかなるめいしんもしらぬ物、ミな／＼存よることをも人ニより申たきとハ存ことニ候へとも、御ちまんさきたち、かいふん候まゝわれ人ひとつそくえんりよ候て、御めのまへおもしろおかしくぬめりまいり候まゝ、御つきなとにての人／＼成ハ一入あしく申候事、

一、われ人そらおそれをつかまつり候へハ、まことにおそれ候と、御心ニ候、かけにてハあさけり申候事、

一、存寄事申物ハ、そのゆ一人も御身ニ成候人にて候事、此分にてハけ

んちんせいしん、ほうくはん殿・へんけいにてならぬ事候、一大事ニきわまり候かと存候事、

一、何へんあさく御心へ候間、御たのもしくも心に候てもなく、くかいしゆもかちうの物もけふハけふ、あすハあすと心之候事、大事くとはかり候心之候ハ、よく候へく候、まつ人ニ物を御いわせ候て、御きゝ候ハてハにても、この御しあん肝ようにて候、人のくち世上おそろしきこと大かたにてハなき事候、

一、御てまはりのしまりかんように候、爰元にてませうきなく候、主殿など二つち御しらせ候て、其下てまたき物に御申つけかき候とさんやう御させ候ハ、ミたんなる事候ましく候、いまハさらく大ふきやうにて候、ことハ人ニ御つかハし候とも、御存候て御やり候へハ御ねん比に成候、われ人とりかちニとり、御おんニもうけ候ハて、そうさハ大へんにてやくニたゝぬついへ、てんとうおそろしく候、これほと此かたの物、我などとはしめとしてみなく身をつめ候て、あさ夕かんこのしあハせにて候ニ、その御ふんへつよそ事ニめされ候事、てんとうおそろしく存候成とても、さやう候はんことにて専一候ニ、かちう物もひやくしやうまでもかなしきしあハせにて候ニ申事候ハす候、すきたる申事にて候けにもあたり候はんつれとも、のちハ御ためニ候まゝ申事候、^(糸賀)真作おそれて申ましく候あいた、たとい御きにあたり候とも御きゝ候て可然候、御方御ためニこそ候

まゝ、不被聞召候へハ御そんにて候、主殿にても可申候、まつあらく申候、吉事候、恐々、かしく、

九月廿三日右馬 ^(毛利輝元) _(花押)

^(毛利秀就)
長門殿

まいる

註

- (1) 山口県文書館蔵(譜い、一九五)。
- (2) 山口県『山口県史 史料編 近世7』(山口県、二〇一四年)。
- (3) 石川敦彦『萩藩職役人名辞典』(二〇一〇年)。
- (4) 山本博文『江戸城の宮廷政治』(講談社、二〇〇四年)。
- (5) 田中誠二『毛利秀元論』(『山口県地方史研究62号』、一九九〇年)。
- (6) 『近世防長諸家系図綜覧』(防長新聞社、一九六六年)。
- (7) 『続群書類従・第六輯上 系図部』(続群書類従完成会、一九八二年)。
- (8) たとえば『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』(以下、『毛利家文書』と記す) 一一五三、『毛利家文書』一一五四、『毛利家文書』一一五七など。
- (9) 「(元和二年)二月十九日付糸賀真作宛毛利輝元書状」(前掲注(2))。

付記

萩博物館寄託「糸賀家文書」につきましては、同館学芸員平岡崇氏から様々なご教示をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

下関市立歴史博物館
研究紀要 第二号

発行年月日 令和四年三月三十一日

編集・発行 下関市立歴史博物館

山口県下関市長府川端二丁目二番二七号
電話 (〇八三) 二四一一〇八〇